

福島県教育委員会平成25年2月定例会会議抄録

1 日 時	平成25年2月15日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から2月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記録係の指名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出議案について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、福島県立高等学校学則の一部を改正しようとするもの。
	議案第2号は、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第3号は、福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案について諮るもの。
	議案第4号は、福島県奨学資金貸与条例の一部改正に伴い、福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第5号は、平成25年度当初予算のうち教育委員会に係る予算案について諮るもの。
	議案第6号は、平成24年度2月補正予算のうち教育委員会に係る予算案について諮るもの。
	議案第7号は、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例案について諮るもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>議案第8号は、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第9号は、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく知事からの意見照会に対する回答について諮るもの。</p> <p>議案第10号及び議案第11号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、今後の不祥事防止のための対応策について報告するもの。</p> <p>報告第2号及び報告第3号は、平成24年度の市町村公立学校教職員及び県立学校教職員の勤務評定について報告するもの。</p> <p>協議事項1は、第6次福島県総合教育計画の改定に伴う最終案について協議するもの。</p> <p>協議事項2は、平成25年度の教員系の人事異動について協議するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号、議案第2号及び議案第9号並びに協議事項1を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第1号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員 長：この報告義務が規則に規定されることで、この規定を守らなかった職員に対する</p>

議案第 9 号

何らかの罰則規定が増し加わるということはあるのか。

高校教育課長：これまで通知で周知していたものを規則として明文化する趣旨の改正であり、実際の運用はこれまでと同様である。規則上明文化することにより、職員への周知徹底が図られるものと認識している。なお、これまでも報告が遅れた場合には、処分等に反映してきているので、それらは引き続き行われるということである。

委員：現行規定では第35条は削除されており、そこに新たに条文を入れ込むことになるわけだが、元々の第35条はどのような規定だったのか。

高校教育課長：元々の第35条の規定は、かつて職員が私事旅行を行う場合の報告義務について定めたもので、平成7年度頃に削除された。

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく意見照会の回答について（議案第9号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：資料3ページの「計画の構成」3-(2)-③「スポーツチームのプロ昇格に関する取組」という一文が追加されている点について、直感的にサッカーのことで想像されるが、それに関して県が深く関与し、資金的にも人的にもかかわっていくような計画なのか。

教育総務課長：御見込のとおり。主にサッカーを念頭に置いているものであり、企画調整部地域政策課において、彼等の活動に対して一定の予算的支援を行うための費用を来年度予算に計上している。

委員：県がプロ昇格にかかわるメリットは何か。

教育総務課長：企業スポーツとはいえ、本県を代表するスポーツチームがプロ昇格することで、

全国規模で活躍する機会が非常に増え、本県の状況等をアピールすることに繋がり、県として応援することで県政にもプラスになると考えられる。

委員長：同資料の 8 - (1)「スポーツ団体の活動支援」について、大変結構なことだと思うが、この場合の「スポーツ団体」とは、どのような団体を想定しているのか。

教育総務課長：広域スポーツセンターや総合型スポーツクラブなどの民間のスポーツ団体のほか、県体育協会や各種競技団体との連携を図りながら、各団体による被災地域等への支援の取組を促したり、サポートしていくものである。

委員：「スポーツムーブメント」とは、どのような意味か。

教育総務課長：定義については資料 4 2 ページに記載のとおりである。具体的には、スポーツイベントなどを開催してスポーツ活動の動機づけに繋げたり、観戦機会の拡充を通じてスポーツに触れる機会を増やしていくことなどである。

委員：「「ふくしまの顔」となるシンボルスポーツ」とは何か。県として考えているものはあるのか。

教育総務課長：県として特定のスポーツを挙げるのではなく、むしろ、地域から自発的に「シンボルスポーツ」を挙げていくという趣旨である。

委員：各地域の「シンボルスポーツ」となると、様々なスポーツが出てくることになる。「ふくしまの顔」とするならば、やはり中心となるスポーツがあるべきではないか。

教育総務課長：競技の数だけ各種競技団体があり、そのプレーヤー達がおおり、特定のスポーツに絞ることは非常に難しいことである。それぞれのスポーツの方々が自分こそが「ふくしまの顔」だという思いを胸に秘めながら、全県的にスポーツを展開するという

<p>(8) 協 議</p> <p>協 議 事 項 1</p>	<p>気持ちがここに込められていると考えている。</p> <p>委 員：「学校体育施設の開放促進」は、手軽にスポーツを楽しむ場を提供するという点で非常に良いことだと思うが、資料38ページの指標「学校体育施設の開放率」に示されている現在9割近くの小・中学校で学校施設の開放が行われているという数値は、私の実感とずれがある。これは、朝のみの開放など開放している時間帯がある学校という意味なのか。開放の意味合い、開放の程度について尋ねたい。</p> <p>教 育 長：私自身、自宅近くの小学校で学校開放事業の一員として携わっているのだが、学校教育活動で子ども達がいるとき以外は、土日を含め、スポ少や地域の団体に体育館や校庭をかなりの時間貸し出しているので、この数値は妥当なものだと思う。</p> <p>委 員 長：学校の中にエントリーするようなシステムがあるのか。</p> <p>教 育 長：4月初めに学校開放委員会という会議があり、そこで30～40くらいの団体が集まって年間計画を決定し、学校施設の開放を実施している。</p> <p>委 員：先ほどの蜂須賀委員の意見に追従するような意見であるが、福島県内は広く、各地域によって気候も異なる状況下で、各地域の特色あるスポーツは何かということを県でまとめていきながら、各地域の特色あるスポーツを支援していくことが良いと思われる。</p> <p>第6次福島県総合教育計画の改定について（協議事項1）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答等の後、全員異議なく了承した。</p> <p>委 員 長：資料42ページの「サポートティーチャー」は、一校当たり何人くらいいるのか。</p>
---------------------------------	---

義務教育課長：「サポートティーチャー」については、授業の中での学習支援及び資料に記載のある長期休業中や放課後の学習支援の2本柱で来年度は進めたいと考えている。放課後のサポートティーチャーとしては、市町村の要望に応じて、県内30校程度に派遣する考えである。また、授業面での派遣としては、これまでの理科支援員の派遣実績を鑑みながら、1回当たり3、4時間程度、年間22回～25回程度、県内60校程度で実施する予定である。

委員：いわきの退職校長会は、理科の授業のサポートを含め、様々な支援を行っているのだが、全県的にも、現職だけに頼るのではなく、そのような優秀な能力を持つ退職者を有効に使いこなす施策があれば、更にレベルが上がってくるのではないか。

義務教育課長：これまで実施してきた「サポートティーチャー」のような事業においても、退職校長会と連携しながら協力を依頼してきたことから、今後とも退職校長会との連携をしっかりと図っていきたいと思う。

委員：今、社会問題にもなっている体罰の問題に関して、現在の状況や今後の目標についての記載はあるのか。記載がなければ、どのようなものか伺いたい。

教育総務課長：体罰は、本来あってはならないものであり、目標を立てるまでもなく、ゼロであるべきものである。本計画では、体罰に特化した記述ではなく、「教職員の服務倫理の確立」という形で、広い意味で高い倫理観と自律心の保持・向上を図ることとともに、指導力の向上として、体罰に頼らない教育指導について研修を進めていくことが必要であるとの認識の下で記載している。

委員：体罰の報告は、教育庁に上がってきているのか。

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>高校教育課長：体罰については、基本的には事故があった学校から報告が上がってくるが、被害を受けた生徒や保護者、第3者又は匿名の人物からという場合もある。それらについて、本人はもちろん、周囲の方々から話を聴き、客観的に事実関係を把握した上で対応してきているところである。なお、今後についても、現在、文科省の調査が入っていることから、それらとも連動しながら対応していきたいと考えている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成25年1月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 3 号</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>議 案 第 6 号</p> <p>議 案 第 7 号</p> <p>議 案 第 8 号</p> <p>議 案 第 1 0 号</p>	<p>福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案について（議案第3号）、及び福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、高校教育課長より一括して説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成25年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第5号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成24年度2月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第6号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例案について（議案第7号）、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について（議案第8号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第10号）、職員課長より重大な信用失墜行</p>

	議案第12号	<p>為に係る処分案について説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>教育長より議案第12号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。</p> <p>退職手当の支給について（議案第12号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
	議案第11号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第11号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
(11)	報告事項	
	報告第1号	<p>今後の不祥事防止のための対応策について（報告第1号）、職員課長より説明があり、全員異議なく了承した。</p>
	報告第2号	<p>平成24年度福島県市町村公立学校教職員の勤務評定について（報告第2号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。</p>
	報告第3号	<p>平成24年度福島県立学校教職員の勤務評定について（報告第3号）、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。</p>
(12)	協議事項	
	協議事項2	<p>平成25年度人事異動（教員系）について（協議事項2）、職員課長及び義務教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。</p>
(13)	次回の日程	<p>平成25年3月19日（火）午後3時に定例会を開会することが決定された。</p>
(14)	閉会	<p>午後5時25分閉会となった。</p>